

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年12月3日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	森井嘉一
同	西林幹展

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

財政部 財政課、管財課、市民税課、資産税課、納税課

2 対象期間等

平成30年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成30年9月14日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約の方法、手続、締結及び履行、委託料、負担金補助及び交付金の支出事務並びに市税の徴収事務、現金取扱事務及び滞納整理事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

財政部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 税務証明照合手数料について、収入済額の年度更正が行われず、調定漏れとなっているものがあつた。

2 支出事務

- (1) 旅費の予算執行伺書兼支出負担行為書及び旅行命令書が確認できないものがあつた。
- (2) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあつた。

3 契約事務

- (1) 競争入札を行うべき契約について、随意契約としているものがあつた。
- (2) 決裁権者が適正でないものがあつた。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産の増減報告が適正になされていないものがあつた。

5 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあつた。